

社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会役員等の報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会役員および評議員等に対して支給する報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員および評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 会長に、その勤務の実態を考慮し月額2万円を支給する。

(旅費)

第3条 役員および評議員が職務のため旅行したときは、費用弁償費として旅費を支給する。ただし、当会が企画、主催する研修会を除く。

(準用)

第4条 この規定に定めるもののほか、旅費の支給方法については、4級以上の職員の旅費の支給例による。

(その他)

第5条 この規程の運用上必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。